

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
根拠条項	第17条第3項
許認可等の種類	計画の認定
法令の定め	第17条 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
審査基準	未設定イ  (未設定の理由) 法令において具体的に基準が定められているため設定しない。 個々の申請について個別具体的な判断が必要となるため、法令の定め以上に具体的な基準を設定することは困難である。
標準処理期間	建築確認と同時申請の場合が多いため、建築確認の標準処理期間と同一とする。 総期間 35日(7)日( )内は法第6条第1項第4号建築物 経由機関 4日(2)日 協議機関 3日(1)日 処分機関 28日(4)日
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
申請先等	市町村建築担当課
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
根拠条項	第18条第1項
許認可等の種類	計画の変更の認定
法令の定め	第18条 計画の認定を受けた者は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
審査基準	未設定イ  (未設定の理由) 法令において具体的に基準が定められているため設定しない。 個々の申請について個別具体的な判断が必要となるため、法令の定め以上に具体的な基準を設定することは困難である。
標準処理期間	計画の認定に準じる。 総期間 35日(7)日( )内は法第6条第1項第4号建築物 経由機関 4日(2)日 協議機関 3日(1)日 処分機関 28日(4)日
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
申請先等	市町村建築担当課
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
根拠条項	第23条第1項
許認可等の種類	既存特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例
法令の定め	第23条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該昇降機については、建築基準法第27条第1項、第61条及び第62条第1項の規定は適用しない。
審査基準	未設定イ  (未設定の理由) 法令において具体的に基準が定められているため設定しない。 個々の申請について個別具体的な判断が必要となるため、法令の定め以上に具体的な基準を設定することは困難である。
標準処理期間	実績がないため、当面設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5575)
申請先等	市町村建築担当課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5575)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
根拠条項	第24条
許認可等の種類	高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例
法令の定め	第24条特定施設(建築基準法第52条第6項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第14項第1号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。
審査基準	未設定イ  (未設定の理由) 法令において具体的に基準が定められているため設定しない。 個々の申請について個別具体的な判断が必要となるため、法令の定め以上に具体的な基準を設定することは困難である。
標準処理期間	実績がないため、当面設定しない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5575)
申請先等	市町村建築担当課
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ(電話番号:011-204-5575)
備考	